

医療法人等の所得金額計算書 記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) 医療法人の課税標準の算定については、地方税法第72条の23第2項において、「社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額に算入しない。」と規定されており、社会保険診療に係る所得が実質的に非課税とされています。
- この社会保険診療は同条第3項に列挙されていますが、同じ医療保健業の経費のうち、社会保険診療に係る経費のみを区分することは一般に困難であるため、和歌山県では、この計算書を使用することにより合理的で簡易な収入あん分により、「医療保健業の所得」を「社会保険医療に係る所得」と「それ以外の所得」に分けることとしています。
- なお、収入あん分は、医業（事業）収益、医業（事業）外収益及び臨時収益（特別利益）等のすべての収入金額により行いますので、漏れなく記載してください。
- (2) この計算書は、和歌山県に主たる病院・診療所等を有する①医療法人（公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うものを含みます。）又は②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（以下①、②を「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を和歌山県に提出する場合に添付してください。
- (3) 次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。
- ア 主たる病院・診療所等が他の都道府県にある医療法人等
- イ 法人税の申告において、租税特別措置法第67条第1項の規定（社会保険診療報酬の所得金額の特例）の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）
なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税の申告書別表十(七)を提出してください。

2 添付書類

- この計算書には、次の書類を添付してください。
- (1) 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- (2) 法人税の申告書別表四
- (3) 決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (4) 法人税の勘定科目内訳明細書^⑯（雑益、雑損失等の内訳書）
- (5) その他必要と認める書類

※ 都道府県により取扱いが異なる部分がありますので注意してください。

和　歌　山　県

（令和5年3月）

3 「医療法人等の所得金額の計算書（付表）」（下段部分）の記載のしかた

「社会保険医療分の収入金額」欄	<p>地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて支払いを受けるべき次の金額を各法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者又は組合からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>イ 被保険者又は組合員が負担する一部負担金</p> <p>ウ 被保険者又は組合員が負担する入院時食事療養費に係る標準負担額又は入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第54条の3第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項に規定する特別療養費をいう。）に相当する金額</p> <p>エ 社会保険各法に係る医療費を被保険者が負担すべき場合において、市町村の条例等で当該医療費を被保険者に代わって負担し、医療法人等に支払った金額 なお、当該医療費のほかに助成・負担されるもの（予防接種補助金・委託料、健康診断費用、利子補給金、事務取扱手数料等）は「その他の収入金額」となります。</p> <p>また、介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入の計上区分については、8ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分（参考資料2）」により記載してください。</p>
「その他の収入金額」欄	<p>当期分の医業（事業）収益、医業（事業）外収益及び臨時収益（特別利益）等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額（妊娠、乳児、特定健康診査の委託料等）を各収入科目ごとに記載します。</p> <p>この場合、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。</p> <p>イ すべての収入金額であん分するのが原則ですが、その他の収入に含まれないものについては、下記「（その他の収入に含まれない収入金額）」を参照してください。</p> <p>ウ 法人税の申告書別表四で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの計上方法に従い、収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p> <p>エ 自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として収入すべきものについては、自費診療収入に含めてください。</p> <p>オ 労働者災害補償保険法による収入については、その他の収入金額となります。</p> <p>※ 印刷されている項目にあてはまらないものがある場合には、空欄を利用して記載してください。</p>
(その他の収入に含まれない収入金額)	
受取配当等	受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額

経費の戻入等	<p>ア 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 イ 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 (例1) 租税の還付金(還付加算金は、その他の収入に含めます。) (例2) 債却資産の売却益(取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。) ウ 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入 (例1) 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 (例2) 従業員のために設けた保育施設の利用料金</p>
消費税 (地方消費税含む)	<p>計上した収入金額に消費税が含まれる場合には、その消費税額(ただし、課税事業者に限ります。)。 この場合、消費税申告書の写しを添付してください。</p>
益金に計上した消費税の額 ④	<p>還付された消費税額は、その他の収入に含みません。 ④税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より、簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>
その他	<p>ア 土地及び有価証券の譲渡(売却)収入 ④その他の収入には含めませんが、当該譲渡所得を別項目に記載します。 詳細は「土地及び有価証券の譲渡所得②」欄の記載のしかたをご確認ください。 イ 「その他の収入に含めるもの」及び「その他の収入に含めないもの」については、6ページの参考資料1を参照してください。 ウ その他の収入に含めなかった金額については、「医療保健業の総収入金額に含めなかった収入金額」欄に、各科目ごとに金額を記載してください。 なお、欄内に書ききれない場合は、別紙(任意様式)に記載して、添付してください。</p>
「医療保健業の総収入金額ウ」欄	<p>「社会保険医療分の収入金額ア」+「その他の収入金額イ」 ※原則として、すべての収入金額から、「土地及び有価証券の譲渡益の金額」、「医療保健業の総収入金額に含めなかった収入金額」及び「その他の事業の収入金額エ」の合計金額を控除した金額と一致することとなります。</p>
「他の事業の収入金額エ」	<p>他の事業(医療保健業以外の事業)の純売上高(総売上高から売上値引、戻し高を控除したもの)を記載してください。 なお、他の事業が社会通念上医療保健業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われていると認められるものにあっては、他の事業の収入を「他の付随収入・付帯事業収入⑦」欄に含めて計算して差し支えありません。 この場合には「他の事業の収入金額エ」欄に記載の必要はありません。</p>

4 「医療法人等の所得金額の計算書（本表）」（上段部分）の記載のしかた

「総所得金額①」欄	<p>「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の「再仮計⑯」欄の金額を記載してください。</p> <p>なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印をつけて記載してください。</p>
「土地及び有価証券の譲渡所得②」欄	<p>総所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地及び有価証券の譲渡損益がある場合は、次の(1)に掲げる譲渡収入から、(2)に掲げる取得費及び(3)に掲げる譲渡経費等の額を控除して得た金額を記載してください。</p> <p>なお、上記計算によらず、租税特別措置法に規定する土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地の譲渡所得の金額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 譲渡収入 <ul style="list-style-type: none"> ア 土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含みます。）の譲渡収入 イ 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券）の譲渡収入 (2) 取得費 <ul style="list-style-type: none"> 譲渡時における帳簿価額 (3) 譲渡経費等 <ul style="list-style-type: none"> ア 法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定により損金に算入した額 イ 租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の特例）の規定により損金に算入した額 ウ 譲渡のために支払った仲介手数料・測量費・登記又は登録に関する費用 エ 土地等を譲渡するために借家人に支払った立退料・資産を取壊し又は除却等をしたことにより生じた損失の額 <p>※ 譲渡した資産の修繕費、固定資産税、保有期間中の負債の利子、その他譲渡した資産の維持管理に要した経費は含みません。</p>
「所得金額の計算の基礎とする収入金額⑥、⑦、⑧」欄	<p>「社会保険医療分の収入金額⑥」欄には、付表「ア」の金額を転記してください。</p> <p>「医療保健業の総収入金額⑦」欄には、付表「ウ」の金額を転記してください。</p> <p>「その他の事業の収入金額⑧」欄には、付表「エ」の金額を転記してください。</p>

<p>「医療保健業とその他の事業とをあわせて行っている場合の所得区分④、⑤」欄</p>	<p>医療保健業とその他の事業をあわせて行っている場合には、次の点に留意して記載してください。</p> <p>ア 区分計算の方法</p> <p>「課税標準の算定の基礎となる所得金額③」をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。医療保健業の所得金額又は欠損金額を「④a」欄に、残額を「⑤」欄に記載してください。</p> <p>イ あん分計算の方法</p> <p>上記区分計算の方法によらないときは、次の算式により計算した金額を「④b」欄に、残額を「⑤」欄に記載してください。</p> <p>算式： $(3) \times (7) / (7 + 8)$</p> <p>※ この算式のうち、「$(7) / (7 + 8)$」の計算により得た数値に小数点以下第6位未満の端数があるときは、これを切り上げた数値により算定してください。 (例：0.9876543… → 0.987655)</p> <p>ウ その他の事業が軽微な場合</p> <p>医療保健業とその他の事業をあわせて行っている場合で、その他の事業が社会通念上医療保健業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われていると認められるものにあっては、その他の事業の収入を「その他の付隨収入・付帯事業収入⑦」欄に含めて計算して差支えありません。 なお、この場合は、「④、⑤及び⑧」欄には記載の必要はありません。</p>
<p>「社会保険医療分の所得金額の算定」欄</p>	<p>【あん分率（*）】 次の算式により計算してください。</p> <p>算 式： $⑥ / ⑦$ (小数点以下第6位未満切上げ) 切上例：0.9876543… → 0.987655</p> <p>【社会保険医療分の所得金額⑨欄】 次の算式により計算してください。 この算式により計算した「⑨」欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得⑩」欄に転記してください。</p> <p>算 式： $③$ 又は $④ \times$ あん分率（*） ※ 「④」欄に金額がある場合には、③によらず④により計算します。 ※ あん分率を乗じた金額に1円未満の端数があるときは切り捨ててください（欠損金の場合も同じ）。</p>
<p>「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額⑪」欄</p>	<p>課税所得金額の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。 ※ 法人税の繰越欠損金額等とは異なりますので注意してください。</p>

5 「医療法人等の所得金額計算書〔付表〕」の記載上の留意点（参考資料1）

「その他の収入金額に含まない」ものについては、「医療保健業の総収入金額に含めなかった収入金額」欄に記載してください。

なお、一覧表に記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて記載してください。

収入科目	その他の収入に含む	その他の収入に含まない	備考
受取利息配当金	○ 注1		
従業員給食収益		○ 注2	
院内保育の保育料収入		○ 従業員使用分、注2	
社宅・寮収入	○ 役員への貸与分、注2	○ 従業員使用分、注2	
企業年金払戻金		○	
債務免除益		○	
仕入値引		○	
現金過不足		○	
自動販売機収入	○		
事業利用分量配当	○ 利子・配当	○ 仕入割戻	
補助金・助成金等	○ 注3	○ 注3	
予防接種補助金・委託料	○		
健康診断・受託医療収入	○		
輪番制補助金		○	
販売手数料	○		
各種（旅行等）協賛金	○		
各種祝金・協力金等	○		
保険解約・満期返戻金	○ 注4	○ 注4	
保険等の配当金	○		
生命・損害保険金	○ 注5	○ 注5	
有価証券売却益			別計算
償却資産売却益	○ 注6	○ 注6	
施設等利用料	○		
贈与・寄付金・受贈益	○		

収入科目	その他の収入に含む	その他の収入に含まない	備考
各種引当金準備金繰戻		○	
租税の還付金		○	3ページ(消費税)参照
還付加算金	○		
土地の譲渡益			別計算
売店売上収入	○		
不要品売却収入	○		
各種謝金	○		
前期損益修正益		○ 注7	
出向職員給与受入		○	
有価証券評価益	○		
為替差益	○		
無事故返戻金		○ 配当部分を除く	

- (注1) 利子等及び配当等の収入金額は、所得税額及び利子割額を含めた収入金額です。
 なお、受取配当等のうち法人税法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は、「他の収入金額」に含めません。
- (注2) 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入(給食収入、保育収入、社宅・寮収入、駐車場収入及び貸付利息等)は、「他の収入金額」に含めません。
 なお、役員への貸与であっても、従業員と何ら変わらない取扱いをしているものである場合には、「他の収入金額」に含めません。
- (注3) 特定の経費又は損失を補填する目的で助成されたもの(例えば、国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関から収入した、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金等)は、「他の収入金額」に含めません(対応する経費又は損失が特定できず、明確でないものは「他の収入金額」に含めます。)。
 ただし、補助金・助成金等の名目であっても、医療等の業務の対価として収入する委託料・協力金・手当等は「他の収入金額」に含めます。
- (注4) 解約・満期返戻金に配当金が含まれている場合は、当該配当金については「他の収入金額」に含めます。
 また、保険料の支払累計額を超える部分の金額は「他の収入金額」に含めます。
- (注5) 例えば、損害保険若しくは生命保険の保険金のうち事故当事者等若しくは当該親族へ支払った額、又は、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額は、「他の収入金額」に含めません。
 なお、損害保険金又は物的な損害の賠償金について、補修費用等実費相当額を超える金額は「他の収入金額」に含めます。
- (注6) 取得価額(帳簿価額+減価償却累計額)を超えて売却されたときは、超える部分の金額を「他の収入金額」に含めます。
- (注7) 前事業年度以前の損益項目で、国税の調査更正等により雑収入として経理したものは「他の収入金額」に含めません。

※ この一覧表に例示されていないものでも、一度経費として支出した後、その経費が過大であったため払い戻されたことによる収入は、他の収入に含まない金額となります。

6 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分（参考資料2）

介護保険法の規定に基づく収入は、サービスの種類に応じて取扱いが異なりますので、国民健康保険団体連合会からの「介護給付費等支払決定額内訳書」等により区分して記載してください。

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の名称	計上区分	
			社会保険医療分の収入金額	その他の収入金額
指定居宅サービス又は 訪問通所	訪問介護	訪問介護		○
	訪問入浴介護	訪問入浴介護		○
	介護予防訪問入浴介護	予防訪問入浴介護		
	訪問看護	訪問看護		
	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション	訪問リハビリ		
	介護予防訪問リハビリテーション	予防訪問リハビリ	○	
	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導		
	介護予防居宅療養管理指導	予防居宅療養管理指導	○	
	通所介護	通所介護		○
短期入所 指定介護予防サービス	通所リハビリテーション	通所リハビリ		
	介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	予防通所リハビリ	○	注
	短期入所生活介護	短期入所生活介護		
	介護予防短期入所生活介護	予防短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護	短期入所老健施設		
短期入所 居宅介護支援	介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	予防短期入所老健施設	○	注
	短期入所療養介護	短期入所医療施設		
	介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)	予防短期入所医療院	○	注
	(介護医療院)	予防短期医療院		
特定施設 サービス等	特定施設入所者生活介護	特定施設生活介護		
	介護予防特定施設入所者生活介護	予防特定施設生活介護		○
	福祉用具貸与	福祉用具貸与		
その他	介護予防福祉用具貸与	予防福祉用具貸与		○
	居宅介護支援	居宅介護支援		○
指定施設 サービス等	介護福祉施設サービス	介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス	介護保健施設	○	注
	介護療養施設サービス	介護医療施設	○	注
	介護医療院サービス	介護医療院	○	注
地域密着型サービス(グループホーム等) 地域密着型介護予防サービス(グループホーム等)				○
その他	主治医意見書作成料			○
	認定調査費委託料			○

(注) 食費・居住費(滞在費)は介護保険給付の対象外で、原則として利用者の自己負担です。

上記一覧表「その他の収入金額」欄に「注」の記載があるものについては、当該サービスの提供に係る収入のうち、食費・居住費(滞在費)に係る収入は、「その他の収入金額」に計上すべき収入となります。

また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」も「その他の収入金額」に計上すべき収入となります。

※ 平成24年度に創設されました「介護職員処遇改善加算」につきましては、加算対象となるサービスの種類により区分していただき、それぞれのサービス費に含めて「社会保険医療分の収入金額」又は「その他の収入金額」へ記載してください。

※ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しており、「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る収入は「その他の収入金額」です。